

# 山口県報

平成25年  
5月17日  
(金曜日)

## 目次

- 告示  
瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要(環境政策課)……………一
- 産業廃棄物処理施設の変更の許可の申請(廃棄物・リサイクル対策課)……………二
- 生活保護法の規定に基づく指定介護機関の廃止の届出(厚政課)……………二
- 生活保護法の規定に基づく介護機関の指定(三件)(厚政課)……………三
- 土地改良区定款変更の認可(農村整備課)……………四
- 保安林指定施業要件の変更(森林整備課)……………四
- 保安林の指定施業要件を変更する旨の通知の内容の要旨及び揭示場所(森林整備課)……………六
- 道路の位置の指定(二件)(建築指導課)……………六
- 公告  
国土調査の成果の認証(地域政策課)……………七
- 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(商政課)……………七
- 開発行為に関する工事の完了(建築指導課)……………七
- 教委公告  
平成二十六年度山口県公立学校教員採用候補者選考試験の実施……………七
- 選管告示  
政治団体の名称等……………五
- 政治団体の異動事項……………五
- 解散等に係る政治団体の名称等……………六
- 資金管理団体の異動事項……………六
- 公安委公告  
一般競争入札の実施……………六

### 山口県告示第九十九号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第十号)第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十五年五月十七日から同年六月六日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び宇部市市民環境部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

平成二十五年五月十七日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所  
氏名又は名称 宇部興産株式会社  
住 所 宇部市大字小串一九七八番地の九六
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地  
名 称 宇部興産株式会社宇部ケミカル工場西地区  
所在地 宇部市大字小串一九七八番地の六
- 三 特定施設に関する事項  
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

| 種類   | 構 造        |                               |                               | 使用の方法                         |  |
|------|------------|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|--|
|      | 能<br>(t/日) | 工事着手<br>予<br>定<br>年<br>月<br>日 | 工事完成<br>予<br>定<br>年<br>月<br>日 | 使用開始<br>予<br>定<br>年<br>月<br>日 | 使用時間<br>隔<br>間<br>の<br>使<br>用<br>方<br>法<br>の<br>概<br>要 |
| 三三一口 | 三〇・八       | 平成二五、<br>七、一                  | 平成二五、<br>一〇、一〇                | 平成二五、<br>一〇、二〇                | 連 続 二 四 時 間<br>変 動 な し                                 |

備考 「三三一口」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第三十三号の合成樹脂製造業の用に供する水洗施設をいう。

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

| 種 類             | 汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値 |         | 汚 水 等 の 量 (m <sup>3</sup> ) |
|-----------------|---------------------|---------|-----------------------------|
|                 | 通 常 最 大             | 通 常 最 大 |                             |
| 水素イオン濃度 (水素指数)  | 八・六                 | 九・八     | 三〇・八                        |
| 化学的酸素要求量 (mg/l) | 八・二〇〇               | 八・二〇〇   | 三〇・八                        |
| 浮遊物質 (mg/l)     | 六・六九〇               | 六・六九〇   | 三〇・八                        |
| 窒素 (mg/l)       | 一・〇・五〇〇             | 一・〇・五〇〇 | 三〇・八                        |
| リン (mg/l)       | 検出せず                | 検出せず    | 三〇・八                        |

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

| No. 5 排水口 | No. 3 排水口 | No. 1 排水口 | 排 出 水 の 汚 染 状 態 の 値           |         | 排 出 水 の 一 日 当 た り の 量 (m <sup>3</sup> ) |
|-----------|-----------|-----------|-------------------------------|---------|---|
|           |           |           | 通 常 最 大                       | 通 常 最 大 |   |
| 七・五       | 七・六       | 七         | 水素イオン濃度 (水素指数)                | 九・八     | 一、三〇六                                   |
| 〃         | 〃         | 九・六       | 化学的酸素要求量 (mg/l)               | 八・二〇〇   | 六、五六七・二                                 |
| 一四・四      | 二四・二      | 二・五       | 浮遊物質 (mg/l)                   | 六・六九〇   | 四三、三〇〇・九四八、四七二・七                        |
| 四五        | 四四        | 五         | 窒素 (mg/l)                     | 一・〇・五   | 二、三六九・二                                 |
| 九・六       | 一四・八      | 四         | リン (mg/l)                     | 〇・三     | 六、五六七・二                                 |
| 〃         | 〃         | 二・五       | 検出せず                          | 検出せず    | 〃                                       |
| 一         | 一・五       | 二・五       | 排出水の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> ) | 〇・二八五・八 | 〃                                       |
| 七         | 二〇・八      | 一・一       |                               | 〃       | 〃                                       |
|           |           |           |                               |         |   |

山口県告示第二百号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五条の二の六第一項の規定により、次のとおり産業廃棄物処理施設の変更の許可の申請があった。

当該申請書及び当該変更をすることが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類は、平成二十五年五月十七日から同年六月十七日までの間、山口県長門環境保健所及び長門市市民福祉部生活環境課において公衆の縦覧に供する。

平成二十五年五月十七日

山口県知事 山本 繁太郎

一 申請者

名称 有限会社キャロットたむら  
住所 長門市三隅上一三三三番地  
代表者の氏名 田村 伊農

二 産業廃棄物処理施設の設置の場所

長門市三隅上字毛無谷七五一番一九、七五二番一〇の一部、七五一番九〇、七五一番九一、七五一番九三、七五二番一、一三三番一から一三三五番六まで、一三三九番、一三三四番一及び一三三三番

三 産業廃棄物処理施設の種類の安定型最終処分場

四 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類  
廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず（がれき類を除く）、陶磁器くず及びがれき類

五 申請年月日

平成二十四年六月二十五日

山口県告示第二百一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用す



株式会社ひまわりあくと 岩国市南岩国町三丁目一五番一五号  
 デイサービス ひまわり 大島郡周防大島町大字小松開作一四三の二七

**山口県告示第二百三十三号**

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十五年五月十七日

山口県知事 山本 繁太郎

| 居宅介護支援事業者<br>名 称 | 主たる事務所の所在地       | 居宅介護支援事業者<br>名 称 | 所在地     | 指定年月日    |
|------------------|------------------|------------------|---------|----------|
| 株式会社ニチイ学館        | 東京都千代田区神田駿河台二丁目九 | ニチイケアセン ター郷      | 山口市小郡下郷 | 平成二五、四、一 |

**山口県告示第二百四号**

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十五年五月十七日

山口県知事 山本 繁太郎

| 介護予防事業者<br>氏名又は名称 | 住所又は主たる事務所の所在地   | 介護予防事業所<br>名 称       | 所在地             | 事業の種類        | 指定年月日    |
|-------------------|------------------|----------------------|-----------------|--------------|----------|
| 株式会社ニチイ学館         | 東京都千代田区神田駿河台二丁目九 | ニチイケアセン ター郷          | 山口市小郡下郷二二〇三の二   | 介護予防         | 平成二五、四、一 |
| 合同会社タカタ           | 宇部市中村二丁目七番五号     | 訪問看護ステーション<br>フィットナー | 宇部市大小路一丁目四番六一三三 | 介護予防<br>訪問看護 | 〃        |
| 株式会社アルケア          | 岐波八〇五            | ほほ笑みデイサービスセン ター      | 岐波二二九の二二二七      | 介護予防<br>訪問看護 | 〃        |

株式会社ニチイ学館 東京都千代田区神田駿河台二丁目九  
 ニチイケアセン ター郷 山口市小郡下郷二二〇三の二  
 株式会社真 防府市中央町二番五号  
 デイサービス 防府市中央町二番五号  
 株式会社ひまわりあくと 岩国市南岩国町三丁目一五番一五号  
 デイサービス ひまわり 大島郡周防大島町大字小松開作一四三の二七

**山口県告示第二百五号**

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成二十五年五月十七日

山口県知事 山本 繁太郎

| 土地改良区<br>土地改良区<br>下関市豊北町土地改良区 | 認可年月日    |
|-------------------------------|----------|
| 土地改良区<br>下関市豊北町土地改良区          | 平成二五、五、九 |

**山口県告示第二百六号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、保安林の指定施設要件を次のように変更する。

平成二十五年五月十七日

山口県知事 山本 繁太郎

一 指定施設要件の変更に係る保安林の所在場所  
 下関市豊田町大字江良字華山一三六の二  
 長門市油谷河原字赤滝七六四、七六五、字錠ヶ浴七六六の一、七六七、七六八の一、字奥ヶ畑七七三（次の図に示す部分に限る。）、字辺部七八三、字東金山七八四、俵山字鑪山一八二三の一、一八二三の四、一八二三の六から一八二三の九まで、一八二三の一から一八二三の一六まで、一八二三の一八、一八二三の二三、一八二三の二五、一八二三の二七から一八二三の二九まで、一八二三の三一から一八二三の三三まで、一八二三の三六、一八二三の三八、一八二三の四八、一八二三の五〇、一八二三の五一、一八二三の五三、一八二三の五六から一八二三の六二まで、一八二三の六七から一八二三の七〇まで、一八二三の七七から一八二三の八二まで、一八二三

の八四から一八二三の九〇まで、一八二三の九二、一八二三の九三、一八二三の九五から一八二三の一〇四まで、一八二三の一〇六、一八二三の一〇七、一八二三の一〇九から一八二三の一〇一まで、一八二三の一〇三、一八二三の一〇九、一八二三の一〇三、一八二三の一〇四、一八二六、一八三三、一八三四、一八三六、一八三七、一八四七から一八五〇まで、一八五三、字上平一八五四、一八五八から一八六〇まで、一八六二の一、一八六六、字坂根二九三九の一、二九三九の三、二九三九の六、二九三九の八、二九三九の九、二九三九の一、二九三九の一三、二九三九の一五、二九三九の一六、二九三九の二九、二九三九の三四から二九三九の三七まで、二九三九の三九、二九三九の四二から二九三九の四七まで、二九三九の五〇、二九三九の五四、二九三九の六三、二九三九の六七、二九三九の七〇、字葛三〇七五、三〇七六、三〇八〇、三七〇二、字砂連三二九五の一、三二九五の七、三二九九

二 保安林として指定された目的  
水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
下関市豊田町大字江良字華山一三六の二  
長門市油谷河原字赤滝七六四(次の図に示す部分に限る。)
  - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
  - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

下関市大字蒲生野字深坂六二八の七から六二八の九まで、豊北町大字粟野字赤落一八六五の一、一八六五の二、字宮ヶ谷一九〇二の一  
長門市深川湯本字岩ヶ河内一三三三の一、一三三三の七から一三三三の九まで、一三八、一三八の二、一四二から一四四まで、洪木字古道五六三の一(次の図に示す部分に限る。)、五六三の二、字荒ヶ埜七八一の一、七八一の三、八九〇の五、八九〇の六、

八九三、八九四、字イスノ木一三三六の一(次の図に示す部分に限る。)、油谷河原字柿の木七六九、七七〇の二から七七〇の三まで

二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
下関市大字蒲生野字深坂六二八の七、六二八の八・六二八の九(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)
  - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
  - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

下関市大字蒲生野字深坂六二八の八(次の図に示す部分に限る。)、六二八の九、六二八の一三(次の図に示す部分に限る。)、六二八の一六  
保安林として指定された目的  
公衆の保健

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
下関市大字蒲生野字深坂六二八の八・六二八の九(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)
  - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
  - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、下関市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。  
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び下関市農林水産振興部農林整備課に備え置いて縦覧に供する。)

**山口県告示第二百七号**

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定による通知の相手方が知れず、又はその所在が不明であるため、同法第八十九条の規定によりその通知の内容を掲示した。  
 その要旨及び掲示場所は、次のとおりである。  
 平成二十五年五月十七日

山口県知事 山本 繁太郎

一 通知の内容の要旨

| 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 | 保安林として指定された目的 | 変更に係る指定施業要件 | 森林所有者 |
|----------------------|---------------|-------------|-------|
| 山口市阿東徳佐上字市場奥一四八一の九六  | 水源の涵養         | 立木の伐採の限度    | 坂本 六太 |
| 〃 一四八一の二〇二           | 〃             | 〃           | 渡邊 武人 |
| 〃 一四八一の二〇三           | 〃             | 〃           | 〃     |
| 〃 一四八一の二〇四           | 〃             | 〃           | 〃     |
| 〃 一四八一の二〇五           | 〃             | 〃           | 〃     |
| 〃 一四八一の二〇六           | 〃             | 〃           | 〃     |
| 〃 一四八一の二〇七           | 〃             | 〃           | 〃     |
| 原第三 阿東徳佐下字石道 一五八九の一七 | 〃             | 〃           | 中島 靖  |
| 〃 一五八九の一八            | 〃             | 〃           | 〃     |
| 〃 一五八九の二九            | 〃             | 〃           | 〃     |

〃 一五八九の三一  
 〃  
 〃  
 二 通知の内容を掲示した場所  
 山口市役所  
 板垣フミコの相続人

**山口県告示第二百八号**

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。  
 その関係図面は、周南土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。  
 平成二十五年五月十七日

山口県知事 山本 繁太郎

| 地名及び番地         | 幅員(メートル) | 延長(メートル) | 指定年月日     |
|----------------|----------|----------|-----------|
| 光市虹ヶ丘六丁目七九五の三〇 | 四・五      | 一八・五     | 平成二五、四、一七 |

**山口県告示第二百九号**

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。  
 その関係図面は、宇部土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。  
 平成二十五年五月十七日

山口県知事 山本 繁太郎

| 地名及び番地                          | 幅員(メートル) | 延長(メートル) | 指定年月日     |
|---------------------------------|----------|----------|-----------|
| 山陽小野田市大字鴨庄字大沖田五〇の一、五〇の二二及び五〇の一三 | 四・〇      | 一〇九・三    | 平成二五、四、一六 |



(一四五) 国土調査の成果の認証

国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定により、国土調査の成果を次のとおり認証しました。

平成二十五年五月十七日

一 国土調査を行った者の名称等

山口県知事 山本 繁太郎

| 国土調査を行った者の名称 | 国土調査を行った期間                   | 成果の名称  | 国土調査を行った地域        |
|--------------|------------------------------|--------|-------------------|
| 下関市          | 平成二十一年四月二十一日から平成二十三年二月二十八日まで | 下関市地籍簿 | 豊田町大字今出の一部        |
| 山口市          | 平成二十三年四月十二日から平成二十四年九月二十四日まで  | 山口市地籍簿 | 江崎及び嘉川の各一部        |
| 美祢市          | 平成二十二年六月八日から平成二十四年三月二十四日まで   | 美祢市地籍簿 | 大嶺町東分及び東厚保町山中の各一部 |

二 認証年月日

平成二十五年五月十七日

(一四六) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十四年十二月二十五日山口県公告(六一二)に係る大規模小売店舗について次のとおり宇部市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十五年五月十七日から同年六月十七日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市産業経済部商業振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十五年五月十七日

山口県知事 山本 繁太郎

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 テックランド宇部東見初店・西松屋宇部東店  
所在地 宇部市東見初町五四一の二四六

二 意見の概要  
特に配慮を求める事項はない。

(一四七) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成二十五年五月十七日

山口県知事 山本 繁太郎

一 開発区域に含まれる地域の名称

下松市大字切山字沓ぬぎ

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

光市虹ヶ丘七丁目二番七―二〇三号

小林 光二

一 開発区域に含まれる地域の名称

美祢市大嶺町東分字前川

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

福岡県朝倉市一ツ木一四八番地の一

ナチュラル株式会社



公 告

平成二十六年度山口県公立学校教員採用候補者選考試験の実施

平成二十六年度山口県公立学校教員採用候補者選考試験を次のとおり実施します。

平成二十五年五月十七日

山口県教育委員会

一 目的

この試験は、平成二十六年度における教員(山口県公立学校教員の採用に関する規





特別支援学校高等部の農業、工業、商業及び福祉の教科の志願者にあつては、昭和三十九年四月二日(以降に生まれた者)

(2) 昭和三十九年四月二日以降に生まれ、現に他の都道府県において国公立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校に在職している教員(任期を定めて任用される者及び非常勤である者を除く。)

(3) 平成二十五年山口県公立学校教員採用候補者選考試験の第二次試験の不合格者(第一次試験を受験した者に限る。)(のうち総合成績がA又はBであるもの(平成二十五年と同一の選考区分の校種等の教科(科目等)を志願する場合に限る。以下「特別志願者A」という。)

2 教育職員免許法(昭和二十四年法律第四百七十七号)に基づき授与された各相当の普通免許状(芸術(書道)の志願者にあつては書道の普通免許状及び国語の普通免許状、情報の志願者にあつては情報の普通免許状及び数学、理科又は家庭の普通免許状。以下同じ。)(を有する者又は平成二十六年三月三十一日までに当該普通免許状を有する者となる見込みの者

3 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第九条各号及び地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第十六条各号並びに民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第四百十九号)附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者のいづれにも該当しない者

4 特別支援学校小学校学部、中学部及び高等部の志願者にあつては、教育職員免許法に基づき授与された盲学校、聾学校、養護学校又は特別支援学校の教員の普通免許状を有する者又は平成二十六年三月三十一日までに当該普通免許状を有する者となる見込みの者

5 水産(航海系)の志願者にあつては、船舶職員及び小型船舶操縦者法(昭和二十六年法律第四百十九号)に基づき交付された一級海技士(航海)、二級海技士(航海)若しくは三級海技士(航海)に係る海技免許状を有する者又は平成二十七年三月三十一日までに当該海技免許状を有する者となる見込みの者

6 水産(機関系)の志願者にあつては、船舶職員及び小型船舶操縦者法に基づき交付された一級海技士(機関)、一級海技士(機関)若しくは三級海技士(機関)に係る海技免許状を有する者又は平成二十七年三月三十一日までに当該海技免許状を有する者となる見込みの者

(二) 身体障害者を対象とした選考

教員としての採用を志願する者で次のいづれにも該当するものが受験できます。

- 1 身体障害者手帳の交付を受けている者
- 2 介護者なしで職務の遂行が可能なる者

(三) 3 (一)に掲げる者  
社会人特別選考

教員としての採用を志願する者で次のいづれにも該当するものが受験できます。  
1 次のいづれかに該当する者

- (1) (一)の2に掲げる者
- (2) 高等学校の工業にあつては民間企業等において五年以上の工業に関する実務経験を有する者

2 現に民間企業等に五年以上継続勤務している者  
3 昭和四十四年四月二日以降に生まれた者又は特別志願者A  
4 (一)の3、5及び6に掲げる者

(四) スポーツ・芸術特別選考  
教員としての採用を志願する者で次のいづれにも該当するものが受験できます。  
1 次のいづれかに該当する者

- (1) オリンピック競技大会、世界選手権大会等の国際的な規模のスポーツの競技会に日本代表選手として出場した者若しくは日本選手権大会等の全国的な規模のスポーツの競技会に出場して四位以上に入賞した者(団体で競技する種目にあつては、正選手であつた者に限る。)(であつて、その競技に係る技能を一定の期間維持したも又はその者を指導育成した実績を有する者
- (2) 芸術の分野における国際的なコンクール、展覧会等において優秀な成績を収めた者若しくは全国的なコンクール、展覧会等において極めて優秀な成績を収めた者又はこれらの者を指導育成した実績を有する者

2 昭和四十四年四月二日以降に生まれた者又は特別志願者A  
3 (一)の2及び3に掲げる者  
(五) 博士号取得者特別選考

教員としての採用を志願する者で次のいづれにも該当するものが受験できます。  
1 博士の学位を有している者

2 昭和四十四年四月二日以降に生まれた者  
3 (一)の2及び3に掲げる者  
(六) 理療科教諭特別選考

教員としての採用を志願する者で次のいづれにも該当するものが受験できます。  
1 次のいづれかに該当する者

- (1) (一)の2に掲げる者
- (2) あん摩マッサージ指圧師免許証、はり師免許証及びきゅう師免許証を有し、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師として五年以上の実務経験を有する者

する者

2 次のいずれかに該当する者

(1) 昭和三十九年四月二日以降に生まれた者

(2) 特例志願者A

3 (一)の3に掲げる者

四 受付の期間等

平成二十五年五月十七日(金曜日)から同年六月七日(金曜日)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前八時三十分から午後五時十五分まで受け付けます(郵送の場合は、六月七日までの消印のあるものに限りません。)

なお、郵送の場合は、封筒の表に「教員志願書類在中」の表示並びに試験地、選考区分、校種等及び教科名を朱書きし、平成二十五年六月三日以降は、全て速達としてください。

五 志願手続

志願者は、次に掲げる書類等を、山口県教育庁教職員課(山口市滝町一番一号)郵便番号七五三三八五〇一)に提出してください。

なお、(一)から(六)までに掲げる書類は、山口県教育委員会が作成した用紙を使用してください。

(一) 教員採用志願書

(二) 受験票

(三) 志願登録票

(四) 自己推薦票

(五) 社会人、スポーツ・芸術、博士号取得者、理療科教諭特別選考志願者申告票

(六) 県内の国公立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校において山口県教育委員会、下関市教育委員会又は山口大学長が臨時的に任用した教諭(任期付教諭を含む。)、助教諭、養護教諭若しくは養護助教諭(以下「臨時的任用教員」という。)(又は非常勤講師、非常勤教諭若しくは非常勤養護教諭(以下「非常勤講師等」という。))として、平成二十二年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間において通算して二十四月以上の在職期間(ただし、非常勤講師等の在職期間は、その在職月数に二分の一を乗じ、小数点以下を切り捨てて算出した月数(以下「換算在職月数」という。))とし、臨時的任用教員及び非常勤講師等の勤務経験を有する者の在職期間は、臨時的任用教員の在職月数と非常勤講師等の換算在職月数の合計とする。なお、在職月数の算定に当たっては、月に一日でも在職していれば一月とする。また、同一の月に複数の任用がある場合は、いずれか一の任用のみを対象とする。(を有する者(以下「教職専門免除者B」という。))に

あつては、教職専門免除者B申請書並びに学校名、任用期間及び任命権者が明記された人事異動通知書並びに辞職に関する人事異動通知書(任用期間の途中で辞職した者に限る。)

(七) 現に私立学校に在職している教員(任期を定めて任用される者及び非常勤である者を除く。)にあつては、その所属する学校の校長が発行する在職証明書

(八) スポーツ・芸術特別選考の志願者にあつては、競技歴並びに入賞した競技会、コンクール等の正式名称、主催者、開催の年月日、開催の場所及び成績を記載した書面並びに当該成績を確認することができる書類の写し(当該書面及び書類の写しの用紙の大きさは、日本工業規格A列四とする。)

(九) 博士号取得者特別選考の志願者にあつては、博士号の学位を証明する書類又はその写し

(十) 身体障害者を対象とした選考の志願者にあつては、身体障害者手帳の写し

六 インターネットを利用する方法による志願手続

(一) 一般選考の志願者(五の(六)及び(七)に規定する者を除く。)(は、インターネットを利用する方法により志願することができます。

(二) 志願の受付の期間  
平成二十五年五月十七日(金曜日)午前九時から同月三十一日(金曜日)午後五時まで

七 志願上の留意点

(一) 志願書類等が不備であるものは、受理しません。

(二) 受験票は、七月上旬に送付します。

(三) 志願は、二の表に掲げる校種等の教科(科目等)のいずれか一に限りすることができます。

ただし、次に掲げる場合は、この限りではありません。

1 一般選考を志願する場合において、中学校又は特別支援学校小学部若しくは中学部を志願する者が、小学校を第二志願として志願するとき。

2 一般選考を志願する場合において、中学校の音楽と特別支援学校中学部の音楽とを併せて志願するとき。

3 一般選考を志願する場合において、中学校の美術と特別支援学校中学部の美術とを併せて志願するとき。

4 一般選考を志願する場合において、高等学校の芸術(音楽)と特別支援学校高等部の芸術(音楽)とを併せて志願するとき。

5 スポーツ・芸術特別選考を志願する場合において、中学校の保健体育と高等学校の保健体育とを併せて志願するとき。

6 スポーツ・芸術特別選考を志願する場合において、中学校の音楽と高等学校の芸術(音楽)とを併せて志願するとき。

(四) 志願書類受付後の選考区分、校種等、教科(科目等)及び試験地の変更は、認めません。

(五) 車椅子の使用、点字による受験等を希望する場合は、出願前に連絡してください。

八 志願書類の請求

志願に必要な書類は、山口県教育庁教職員課に請求してください。郵便で請求する場合は、封筒の表に「教員志願書類請求」と朱書きし、百四十円分の切手を貼った宛先及び郵便番号を明記した返信用封筒(縦三十三センチメートル以上、横二十四センチメートル以上のもの)を必ず同封してください。同時に二部請求する場合は、六十円分の切手を割増郵送料として追加してください。

九 受験資格等の確認に必要な書類の提出

次に掲げる書類等を第一次試験の初日(特例志願者A及び現に他の都道府県において一般選考に相当する選考区分又は身体障害者を対象とした選考に相当する選考区分により採用されて国公立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校に在職している教員(任期を定めて任用されている者及び非常勤である者を除く。)(のうち、平成二十五年三月三十一日現在、継続して三年以上の勤務経験(休職、育児休業等の期間を除く。))を有する者(以下「特例志願者B」という。)にあつては、第二次試験の初日)に提出してください。

なお、(一)から(土)までに掲げる書類等は、試験地、選考区分、校種等及び教科(科目等)を表に明記した封筒に入れて提出してください。

(一) 整理票

(二) 志願しようとする校種等の受験資格に係る免許状の写し又は免許状取得見込証明書(聴講生又は科目等履修生として単位修得中の者にあつては、受講証明書及び卒業した大学の単位修得証明書)

(三) (二)に掲げるもののほか、志願者が有する普通免許状(校種等及び教科が同一であるもの)については、そのうち最も上位であるものに限り、(一)の写し又は免許状取得見込証明書

(四) 最終卒業学校又は在学中の学校の成績証明書(開封無効)(大学院等の修了者及び在学者並びに大学を卒業した後通信教育を受講した者及び受講中の者にあつては卒業した大学の成績証明書、教員養成機関の卒業生及び卒業見込みの者にあつては

当該教員養成機関の成績証明書、短期大学等を卒業した後四年制大学へ編入学した者にあつては卒業した短期大学等の成績証明書及び編入学した四年制大学の成績証明書)

(五) 司書教諭の講習を修了した者にあつては、修了証書の写し

(六) 財団法人日本英語検定協会が実施する実用英語技能検定の一級、準一級又は二級に合格した者(中学校及び高等学校の外国語(英語)の志願者を除く。)(にあつては同協会の発行する合格証明書(開封無効)又は合格を証明できる書類の写し、国際教育交換協議会が実施するTOEFLにおいてインターネット版六十一人以上(ペーパー版のものにあつては五百人以上、コンピュータ版のものにあつては百七十三人以上)を取得した者又は財団法人国際ビジネスコミュニケーション協会が実施するTOEICにおいて六百五十点以上を取得した者(中学校及び高等学校の外国語(英語)の志願者を除く。)(にあつては成績を証明できる書類の写し)

(七) 中学校及び高等学校の外国語(英語)の志願者のうち、財団法人日本英語検定協会が実施する実用英語技能検定の二級に合格した者にあつては同協会の発行する合格証明書(開封無効)又は合格を証明できる書類の写し、国際教育交換協議会が実施するTOEFLにおいてインターネット版九十七点以上(ペーパー版のものにあつては五百九十点以上、コンピュータ版のものにあつては二百四十三点以上)を取得した者又は財団法人国際ビジネスコミュニケーション協会が実施するTOEICにおいて八百六十点以上を取得した者にあつては成績を証明できる書類の写し

(八) オリンピック競技大会、世界選手権大会等の国際的な規模のスポーツの競技会に日本代表選手として出場した者又は日本選手権大会等の全国的な規模のスポーツの競技会に出席して四位以上に入賞した者(団体で競技する種目にあつては、正選手であつた者に限り。)(にあつては、競技歴並びに入賞した競技会等の正式名称、主催者、開催の年月日、開催の場所及び成績を記載した書面並びに当該成績を確認することができる書類の写し(当該書面及び書類の写しの用紙の大きさは、日本工業規格A列四とする。))

(九) 芸術の分野における国際的なコンクール、展覧会等において優秀な成績を収めた者又は全国的なコンクール、展覧会等において極めて優秀な成績を収めた者にあつては、入賞したコンクール等の正式名称、主催者、開催の年月日、開催の場所及び成績を記載した書面並びに当該成績を確認することができる書類の写し(当該書面及び書類の写しの用紙の大きさは、日本工業規格A列四とする。))

(十) 水産(航海系)及び水産(機関系)の志願者にあつては、志願しようとする教科(科目等)の受験資格に係る海技免状の写し又は海技免状の取得の見込みについて記載した書面

|   |                |         |
|---|----------------|---------|
| 第一次試験<br>平成二十五年七月二十一日(土曜日)及び七月二十二日(日曜日) |                | 区分      |
| 山口県                                     |                | 期日      |
| 山口県                                     |                | 試験地     |
| 論考特別選考<br>(部特別支援学校高等)                   | 論考特別選考<br>(高等) | 選考区分    |
| 論考特別選考<br>(部特別支援学校高等)                   | 論考特別選考<br>(高等) | 校種等(教科) |
| 論考特別選考<br>(部特別支援学校高等)                   | 論考特別選考<br>(高等) | 会場      |
| 論考特別選考<br>(部特別支援学校高等)                   | 論考特別選考<br>(高等) | 所在地     |

(二) 理療科教諭特別選考の志願者にあつては、あん摩マッサージ指圧師免許証の写し、はり師免許証の写し及びきゅう師免許証の写し  
 十 試験の期日及び会場

|                 |                           |                   |   |  |                     |                     |
|-----------------|---------------------------|-------------------|---|--|---------------------|---------------------|
| 筆記試験            | 実技試験                      | 期日                | 受 | 実施事項   | 日                   | 程                   |
| 特別支援教育専門(部)の志願者 | 英語リスニング(中学校及び高等学校)の英語の志願者 | 平成二十五年七月二十五日(土曜日) | 受 | 中学校の音楽、美術、保健体育、技術、家庭及び外国語の志願者並びに高等学校の保健体育、芸術、家庭及び外国語の志願者 | 午後二時三十分から午後三時四十分まで  | 午後二時三十分から午後三時四十分まで  |
| 特別支援教育専門(部)の志願者 | 英語リスニング(中学校及び高等学校)の英語の志願者 | 平成二十五年七月二十五日(土曜日) | 受 | 小学校の志願者  | 午前九時から午前十時まで        | 午前九時から午前十時まで        |
| 特別支援教育専門(部)の志願者 | 英語リスニング(中学校及び高等学校)の英語の志願者 | 平成二十五年七月二十五日(土曜日) | 受 | その他の志願者  | 午前十時から午前十一時五分まで     | 午前十時から午前十一時五分まで     |
| 特別支援教育専門(部)の志願者 | 英語リスニング(中学校及び高等学校)の英語の志願者 | 平成二十五年七月二十五日(土曜日) | 受 | 養護教諭の志願者   | 午前十一時三十分から午後四時三十分まで | 午前十一時三十分から午後四時三十分まで |
| 特別支援教育専門(部)の志願者 | 英語リスニング(中学校及び高等学校)の英語の志願者 | 平成二十五年七月二十五日(土曜日) | 受 | その他の志願者  | 午後一時から午後一時五十分まで     | 午後一時から午後一時五十分まで     |
| 特別支援教育専門(部)の志願者 | 英語リスニング(中学校及び高等学校)の英語の志願者 | 平成二十五年七月二十五日(土曜日) | 受 | 養護教諭の志願者   | 午後二時三十分から午後四時三十分まで  | 午後二時三十分から午後四時三十分まで  |
| 特別支援教育専門(部)の志願者 | 英語リスニング(中学校及び高等学校)の英語の志願者 | 平成二十五年七月二十五日(土曜日) | 受 | その他の志願者  | 午後四時から午後四時四十分まで     | 午後四時から午後四時四十分まで     |
| 特別支援教育専門(部)の志願者 | 英語リスニング(中学校及び高等学校)の英語の志願者 | 平成二十五年七月二十五日(土曜日) | 受 | 養護教諭の志願者   | 午後四時四十分から午後九時二十分まで  | 午後四時四十分から午後九時二十分まで  |

注 / 特別志願者A及び特別志願者Bに対しては、第一次試験を免除します。  
 2 特別支援学校小学部は小学校、中学部は中学校、高等部は高等学校の試験地でそれぞれ受験することになります。  
 3 小学校、中学校(国語 社会 数学 理科)及び高等学校(国語 地理歴史 公民 数学 理科 情報 農業 工業 商業 水産 福祉)の志願者は、第一次試験について、山口県又は神奈川県いずれかの試験地を選ぶことができます。  
 十一 試験の実施事項及び日程  
 (一) 第一次試験  
 1 一般選考、社会人特別選考、博士号取得者特別選考及び身体障害者を対象とした選考

|   |     |      |                            |  |
|---|-----|------|----------------------------|--|
| 第二次試験<br>平成二十五年八月二十四日(土曜日)及び八月二十五日(日曜日) | 山口県 | 一般選考 | 養護教諭<br>高等学校<br>中学校<br>小学校 | 山口県立山口高等学校<br>山口県立山口中学校<br>山口県立西京高等学校<br>山口市黒川二五八〇の一 |
| 第二次試験<br>平成二十五年八月二十四日(土曜日)及び八月二十五日(日曜日) | 山口県 | 一般選考 | 工業(福祉)<br>情報<br>商業<br>水産   | 山口市糸米一丁目九番一号<br>山口市宮島町六番一号<br>山口市黒川二五八〇の一            |
| 第二次試験<br>平成二十五年八月二十四日(土曜日)及び八月二十五日(日曜日) | 山口県 | 一般選考 | 公民<br>地理歴史<br>数学<br>物理     | 山口市糸米一丁目九番一号<br>山口市宮島町六番一号<br>山口市黒川二五八〇の一            |
| 第二次試験<br>平成二十五年八月二十四日(土曜日)及び八月二十五日(日曜日) | 山口県 | 一般選考 | 国語<br>社会<br>理科             | 山口市糸米一丁目九番一号<br>山口市宮島町六番一号<br>山口市黒川二五八〇の一            |
| 第二次試験<br>平成二十五年八月二十四日(土曜日)及び八月二十五日(日曜日) | 山口県 | 一般選考 | 国語<br>数学<br>理科             | 山口市糸米一丁目九番一号<br>山口市宮島町六番一号<br>山口市黒川二五八〇の一            |

|                   |   |   |   |    |    |      |      |    |                        |                        |                          |                          |                        |                            |                            |                    |                    |
|-------------------|---|---|---|----|----|------|------|----|------------------------|------------------------|--------------------------|--------------------------|------------------------|----------------------------|----------------------------|--------------------|--------------------|
| 平成二十五年八月二十四日(土曜日) | 受 | 諸 | 適 | 小  | 面接 | 期日   | 実施事項 | 日程 | 面接                     | 音楽実技(中学校及び高等学校の音楽)の志願者 | 美術実技(中学校の美術の志願者)         | 体育実技(中学校及び高等学校の保健体育の志願者) | 技術実技(中学校の技術の志願者)       | 家庭実技(中学校及び高等学校の家庭)の志願者     | 英語スピーキング(中学校及び高等学校の英語の志願者) | 養護に関する実技(養護教諭の志願者) | 午前九時四十分から午後五時三十分まで |
|                   |   |   |   |    |    |      |      |    |                        |                        |                          |                          |                        |                            |                            |                    | 集団面接(志願者全員)        |
| 平成二十五年七月二十一日(日曜日) | 受 | 個 | 集 | 面接 | 期日 | 実施事項 | 日程   | 面接 | 音楽実技(中学校及び高等学校の音楽)の志願者 | 美術実技(中学校の美術の志願者)       | 体育実技(中学校及び高等学校の保健体育の志願者) | 技術実技(中学校の技術の志願者)         | 家庭実技(中学校及び高等学校の家庭)の志願者 | 英語スピーキング(中学校及び高等学校の英語の志願者) | 養護に関する実技(養護教諭の志願者)         | 午前九時四十分から午後五時三十分まで |                    |
|                   |   |   |   |    |    |      |      |    |                        |                        |                          |                          |                        |                            |                            | 個人面接               |                    |

注 / 現に他の都道府県において一般選考に相当する選考区分又は身体障害者を対象とした選考に相当する選考区分により採用されて国公立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校に在職している教員(任期を定めて任用される者及び非常勤である者を除く。)及び教職専門免除者B、社会人特別選考並びに博士号取得者特別選考の志願者に対しては、教職専門に係る筆記試験を免除します。

2 特別支援学校中学校及び高等学校の志願者の教科専門及び実技は、中学部は中学校、高等学校は高等学校でそれぞれ受験することになります。

2 スポーツ・芸術特別選考及び理療科教諭特別選考

|                   |   |    |    |    |    |       |    |       |                    |                    |                    |
|-------------------|---|----|----|----|----|-------|----|-------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 平成二十五年八月二十五日(日曜日) | 受 | 面接 | 試験 | 実技 | 期日 | 試験の項目 | 内容 | 評価の視点 | 午前八時三十分から午前九時三十分まで | 午前九時三十分から午後五時三十分まで | 午前九時三十分から午後五時三十分まで |
|                   |   |    |    |    |    |       |    |       |                    |                    |                    |
| 平成二十五年七月二十一日(日曜日) | 受 | 面接 | 試験 | 実技 | 期日 | 試験の項目 | 内容 | 評価の視点 | 午前八時三十分から午前九時三十分まで | 午前九時三十分から午後五時三十分まで | 午前九時三十分から午後五時三十分まで |
|                   |   |    |    |    |    |       |    |       |                    |                    |                    |

注 特別支援学校小学校部の志願者の実技は、小学校で受験することになります。

十二 試験の内容並びに評価及び選考の方法

(一) 試験の項目及び評価の視点

1 第一次試験

(1) 一般選考、社会人特別選考及び身体障害者を対象とした選考

| 試験の項目                            | 内容   | 評価の視点  | 筆記試験   |                       | 試験   |
|----------------------------------|--|--|--------|-----------------------|--|
|                                  |  |  | 養護教諭   | 専門(科目等)               |  |
| 音楽実技(中学校、高等学校並びに特別支援学校の音楽の志願者)   | 任意の音楽曲又は任意のピアノ演奏の課題曲のうち当日指定されたもの歌唱及び伴奏を歌唱しながらの指揮 | 歌唱及び演奏に関する技能、表現力並びに指導力                                 | 特別支援教育 | 志願する教科及び科目等同一の教科及び科目等 | 教育法規、教育心理、教育原理、学習指導、生徒指導、人権教育、特別支援教育及び一般教育 |
| 美術実技(中学校及び特別支援学校中学校部の美術の志願者)     | 当日指定する題材に基づき絵画(彫刻等の制作及び作品に對する説明)                 | 主題の適切な設定、発想力、表現力、安全への配慮及び指導上の留意点の理解                    | 特別支援教育 | 志願する教科及び科目等同一の教科及び科目等 | 国語、社会、算数、理科、生活、図画工作、家庭、外国語                 |
| 体育実技(中学校、高等学校並びに特別支援学校の保健体育の志願者) | マット運動、ハードル走、サッカー、柔道、ダンス                          | 試験の内容のそれぞれの項目について、生徒を指導する上で必要な知識及び技能の習得の状況並びに運動に取り組む態度 | 特別支援教育 | 志願する教科及び科目等同一の教科及び科目等 | 国語、社会、算数、理科、生活、図画工作、家庭、外国語                 |
| 養護教諭                             | 衛生学、解剖学、生理学、栄養学、精神保健、学校保健、養護教諭の職務                | 特別支援学校の教員として必要な専門的知識及び理解                               | 養護教諭   | 志願する教科及び科目等同一の教科及び科目等 | 国語、社会、算数、理科、生活、図画工作、家庭、外国語                 |

| 個人面接等           | 試験項目  | 2 第二次試験 | 集団面接                 | 個人面接  | 試験の項目 | (2) スポーツ・芸術特別選考及び医療科教諭特別選考 | 集団面接                 | 実技                        |  |  | 試験   |
|-----------------|-------|---------|----------------------|---|-------|----------------------------|----------------------|---------------------------|--|--|--|
|                 |       |         |                      |   |       |                            |                      | 養護に関する実技(養護教諭の志願者)        | 英語スピーキング(中学校、高等学校並びに特別支援学校中等部及び高等部の英語の志願者) | 英語リスニング(中学校、高等学校並びに特別支援学校中等部及び高等部の英語の志願者)      |  |
| 個人面接及び適性検査      | 内 容   |         | 討議                   | 職専門試験の項目及び教科(科目等)専門試験の項目の内容に関する口述試験   | 内 容   |                            | 討議                   | 当日指定する議題についてのリスニングテスト     | 被服製作及び調理実習                                 | 当日指定する簡単な日用品の設計、加工及び組立て                        | 漢字の書の臨書(半紙及び仙紙半切)、漢字の書の創作(色紙)、仮名の書の創作(半紙)及び漢字仮名交じりの書の創作(画仙紙半切二分の一)                       |
| 人権意識、倫理観、表現力、創造 | 評価の視点 |         | 表現力、判断力、社会性、積極性、協調性等 | (一) 教員として必要な教職専門分野に関する基礎的知識及び理解(二) 教科等の指導に必要な専門的知識及び技能並びに受験者が有する専門的知識及び経験と教育との関連性(三) 教員としての適性及び教育に関する熱意 | 評価の視点 |                            | 表現力、判断力、社会性、積極性、協調性等 | 発言の要旨を聞き取る能力及び当該要旨を基に書く能力 | 基礎的な知識及び技能、完成品の品質並びに製作又は調理に取り組む態度          | 設計図の分かりやすさ、加工技術及びの有効活用、安全への配慮、創意工夫、完成品の品質、組む態度 | 古典に基づき基本的な用筆及び運筆の技法、表現形式に合った創造的な表現の技法、仮名の書の本格的な表現の技法、筆の工夫的な表現の技法、筆の工夫的な表現の技法、筆の工夫的な表現の技法 |

| 実技                        | 試験   | 小論文 | 集団面接                  |
|---------------------------|--|-----|-----------------------|
|                           |  |     |                       |
| 楽曲又は任意のピアノ曲その他の器楽曲の歌唱又は演奏 | 課題曲のうち当日自ら指定したものに簡単なピアノの伴奏をつけての歌唱及び任意の声をとり組む態度   | 小論文 | 力、指導力、社会性、積極性、協調性の適性等 |
| 歌唱及び演奏に関する技能、表現力並びに指導力    | 試験の内容のそれぞれの項目について、児童を指導する上で必要な知識及び技能の習得の状況並びに運動に |     |                       |

(一) 評価の方法  
各試験の項目について、それぞれの評価の視点に基づき、各試験の項目ごとにそれぞれの成績の上位から五段階に区分して評価します。

(二) 選考の方法  
各試験の項目の評価の結果に基づき、出願時の提出書類等を考慮しつつ、受験者の人物を重視して総合的に判断します。

十三 第一次試験の合格者の発表日等  
平成二十五年八月十三日(火曜日)とし、同日午前九時に合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内の掲示板に掲示するとともに、受験者全員に文書で結果を通知します。なお、不合格者に対しては、総合成績の上位からA、B、C、D及びEの五段階に区分した選考結果並びに受験者全員の各試験の項目の得点の上位からa、b、c、d及びeの五段階に区分した試験の項目ごとの評価結果を通知します。

十四 採用候補者名簿登載予定者の発表日等  
(一) 平成二十五年九月二十六日(木曜日)とし、同日午前九時に採用候補者名簿登載予定者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内の掲示板に掲示します。また、第二次試験の受験者全員に文書で登載予定の有無を通知します。  
(二) 第二次試験の不合格者に対し、総合成績の上位からA、B、C及びDの四段階に区分した選考結果並びに第二次試験の受験者全員の各試験の項目の得点の上位からa、b及びcの三段階に区分した試験の項目ごとの評価結果を通知します。  
(三) 第一次試験を受験し、第二次試験で不合格となった者のうち、総合成績がA又はBであるものに対しては、平成二十七年山口県公立学校教員採用候補者選考試験の第一次試験(平成二十六年度と同一)の選考区分の校種等の教科(科目等)を志願する場合に限る。)を免除します。

(四) 平成二十六年採用候補者名簿に登載された者で大学院へ進学するために採用の

延期を申し出たものうち、次のいずれにも該当するものは、平成二十八年度採用候補者名簿に登載します。

- 1 平成二十八年三月三十一日までに大学院の修士課程を修了する見込みの者
- 2 平成二十八年三月三十一日までに教育職員免許法に基づき授与された各相当の専修免許状を有する者となる見込みの者

(五) 平成二十六年度採用候補者名簿に登載された者で、大学院に在学中であり、引き続き修学するために採用の延期を申し出たものうち、次のいずれにも該当するものは、平成二十七年採用候補者名簿に登載します。

- 1 平成二十七年三月三十一日までに大学院の修士課程を修了する見込みの者
- 2 平成二十七年三月三十一日までに教育職員免許法に基づき授与された各相当の専修免許状を有する者となる見込みの者

(六) 採用候補者の選考に当たっては、志願する校種等及び教科以外の校種等及び教科に係る普通免許状の取得状況、司書教諭の講習の受講状況並びに英語に関する能力に関する試験の成績についても考慮します。なお、平成二十六年三月三十一日までに当該普通免許状の取得ができない場合又は当該講習を修了することができない場合は、採用候補者名簿に登載しないことがあります。

(七) 採用は、採用候補者名簿に登載された者のうちから必要に応じて決定します。

(八) 日本の国籍を有しない者については、任用の期限を付さない常勤の講師として採用します。

十五 給与

給料(義務教育等教員特別手当を含む。)は、原則として一月当たり次の表のとおり支給されますが、このほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

| 校種     | 資格         |            |            |                      |
|--------|------------|------------|------------|----------------------|
|        | 博士の学位を有する者 | 修士の学位を有する者 | 学士の学位を有する者 | 短期大学の学位又は準学士の称号を有する者 |
| 小学校    | 二八二、八三六円   | 二二二、三六八円   | 一一五、五七八円   |                      |
| 中学校    | 二八二、八三六円   | 二二二、三六八円   | 一一五、五七八円   |                      |
| 高等学校   | 二八二、八三六円   | 二二二、三六八円   | 一一五、五七八円   |                      |
| 特別支援学校 | 二九六、七一一円   | 二四八、七七九円   | 二二三、七二二円   | 一九五、五七八円             |

注 給料の月額は、平成二十五年四月一日現在のものです。

十六 その他

(一) 連絡場所を変更した場合又は就職その他の事情により志願を辞退する場合には、必ずその旨を山口県教育庁教職員課(電話〇八三一九三三―四五五〇)に連絡してください。

(二) この試験について不明な点がある場合には、山口県教育庁教職員課に問い合わせてください。



山口県選挙管理委員会告示第六十七号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項の規定による届出があった政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十五年五月十七日

山口県選挙管理委員会委員長 中村正昭

| 政治団体の名称     | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地     | その他の事項 | 届出(年/月/日) |
|-------------|--------|----------|----------------|--------|-----------|
| 木藤昭仁後援会     | 木藤 昭仁  | 林 英樹     | 宇部市大字東須恵787の9  |        | 平成25、4、30 |
| なかよしの党山口県支部 | 根間 和子  | 杉山 洋子    | 下関市梶栗町3丁目4番/0号 |        | 〃 〃 9     |

山口県選挙管理委員会告示第六十八号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七条第一項の規定による届出があった政治団体の異動事項は、次のとおりである。

平成二十五年五月十七日

山口県選挙管理委員会委員長 中村正昭

| 政治団体の名称         | 異動事項 | 異動内容          |                | 届出(年/月/日) |
|-----------------|------|---------------|----------------|-----------|
|                 |      | 新             | 旧              |           |
| 自由民主党山口県自動車整備支部 | 代表者  | 織田 浩久         | 竹村 莊一郎         | 平成25、4、30 |
| 久保田さみ子後援会       | 事務所  | 宇部市新天町2丁目8番5号 | 宇部市大字西陵波29の338 | 〃 〃 /5    |
| 齊藤旭後援会          | 代表者  | 齊藤 旭          | 原 和秀           | 〃 〃 /     |

|              |       |                    |                          |   |    |
|--------------|-------|--------------------|--------------------------|---|----|
| 中村秀明後援会      | 事務所   | 阿武郡阿武町<br>大字奈古2872 | 阿武郡阿武町<br>大字奈古2313<br>の2 | 〃 | 24 |
| ますや敬悟の会      | 会計責任者 | 西岡 稔               | 其原 義信                    | 〃 | 30 |
| 松田規人夫後援会     | 代表者   | 宮本 裕義              | 大野 勝美                    | 〃 | 1  |
| 安村政治後援会      | 会計責任者 | 安村 愛               | 藤本 真之                    | 〃 | 〃  |
| 山口県自動車整備政治連盟 | 代表者   | 織田 浩久              | 竹村 壮一郎                   | 〃 | 30 |

**山口県選挙管理委員会告示第六十九号**

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による届出があつた解散等に係る政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十五年五月十七日

山口県選挙管理委員会委員長 中村正昭

|          |        |          |                 |           |
|----------|--------|----------|-----------------|-----------|
| 政治団体の名称  | 代表者の名氏 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地      | 解散年月日     |
| 斉藤旭後援会   | 旭      | 斉藤 敦子    | 防府市大字台道/354の/80 | 平成24/2、31 |
| 横田かずお後援会 | 横田 和雄  | 横田 映子    | 〃 大字鈴屋866の/     | 〃         |

**山口県選挙管理委員会告示第七十号**

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による届出があつた資金管理団体の異動事項は、次のとおりである。

平成二十五年五月十七日

山口県選挙管理委員会委員長 中村正昭

|                       |       |           |      |    |    |      |
|-----------------------|-------|-----------|------|----|----|------|
| 資金管理団体の異動事項の届出をした者の氏名 | 公職の種類 | 資金管理団体の名称 | 異動事項 | 異動 | 内容 | 備出月年 |
|                       |       |           |      | 新  | 旧  |      |

|       |      |           |     |                       |                         |              |
|-------|------|-----------|-----|-----------------------|-------------------------|--------------|
| 久保田后子 | 宇部市長 | 久保田さみ子後援会 | 事務所 | 宇部市新天<br>町2丁目8<br>番5号 | 宇部市大字<br>西渡波229<br>の338 | 平成25<br>4、15 |
|-------|------|-----------|-----|-----------------------|-------------------------|--------------|



**公 告**

一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。  
平成二十五年五月十七日

山口県知事 山本 繁太郎

一 入札に付する事項

次に掲げる物品等の借入れ

(一) 物品等の名称及び数量  
集合教育用四輪運転シミュレーター 一式

(二) 物品等の特質等  
入札説明書及び仕様書による。

(三) 使用期間  
平成二十五年十月一日から平成三十年九月三十日までの間

(四) 使用場所  
山口県総合交通センター

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四第一項に規定する者でないこと。

(二) 地方自治法施行令第六百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（平成二十三年山口県告示第二百七十一号）又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れ



の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示(平成二十五年山口県告示第五十三号)に基づく資格審査において、パソコン・ネットワーク機器類について物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ、借入れ及び売払いの特Aの等級に格付されている者であること。

(四) 平成二十五年五月十七日から同年七月三日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

三 契約条項を示す場所

山口市滝町一番一号 山口県警察本部警務部会計課

四 入札説明書及び仕様書の交付

山口県警察本部交通部運転管理課において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県警察本部警務部会計課

(三) 受領期限

平成二十五年七月二日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、平成二十五年七月三日午後一時三十分)

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県警察本部四階管理室四〇一

(二) 日時

平成二十五年七月三日午後一時三十分

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札者

九 落札者の決定方法  
山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 山本繁太郎

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(三) 契約書の作成の要否

要

(四) 契約保証金

免除する。

(五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、山口県会計管理局物品管理課に申請書を提出すること。

(六) 詳細については、山口県警察本部交通部運転管理課(電話〇八三一九三三〇一〇)に問い合わせる。〆

十一 Summary

(1) Division in charge of contract: Finance Division, Police Administrations Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters

(2) Nature and quantity of the products to be leased: Four-wheeled drive simulator for group instruction

(3) Use term: From October 1, 2013 to September 30, 2018

(4) Use place: Yamaguchi Prefectural General Traffic Center

(5) Section in charge of procurement and contact point for the notice: Drive Management Division, Traffic Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters, 1-1 Takimachi, Yamaguchi City (TEL: 083-933-0110)

(6) Time-limit for tender: 5:15 P.M., July 2, 2013 (In case of bringing a tender: 1:30 P.M., July 3, 2013)

平成二十五年五月十七日  
発行

発行  
行人所

山口県  
知事  
庁